

個人情報保護委員会 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支援事例(主なもの)>		各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
										団体名	支援事例		見解	補足資料
45	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	孤立死防止対策の充実	居住者の異常を発見した地域住民やライフライン事業者が自治体へ通報しやすいように、個人情報の利用・提供制限の例外となる具体的な事例を国の通知に明記することが必要。	【支援事例】厚生労働省の通知(H24.5.11)では、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときに該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得なくても個人情報の利用(個人データの提供が可能としている。また、例えば、電気・ガス事業者に対しては、資源エネルギー庁から同意旨の通知(H24.4.3)が発出されている。都道府県は個人情報保護法第9条において、「個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」とされているが、上記の通知にはどのような時に通報すべきかの具体的な事例の記載が不足しているため、県が事業者に指導したり、住民の方へ説明したりすることができず困っている。その結果、地域住民やライフライン事業者が居住者の異常を発見した場合であっても、個人情報の利用・提供制限の例外となるか否かの判断に時間を要し、通報を躊躇してしまう可能性がある。	個人情報保護法第16条(利用目的による制限)、第23条(第三者提供の制限)	個人情報保護委員会、厚生労働省、経済産業省(資源エネルギー庁)	埼玉県		新潟市、軽井沢町、豊中市、広島市、岩手市	○地域の住民と日常的に関わりを持っている協定団体の協力を得て、市内に居住する高齢者等の見守りを行い、高齢者等の異常を発見した場合には、その情報を本市の地域包括支援センターに連絡する高齢者見守り協定を平成28年に初めて締結し、現在もお協定に取り組んでいる。ライフライン事業者も協定団体に名を連ねているため、居住者の自治体への通報がしやすくなってきたと認識しているところではある。ただし、具体的な事例の記載は見守り協定にもないため、本来は必要な通報がなされていない可能性はある。○生活保護受給者については、ケースワーカーや民生委員が定期的に訪問等により、異常を発見しやすい状況にあるが、最近、県内他都市で、生活保護受給者が孤独死した事例が生じた。このことから、ケースワーカーや民生委員による訪問等による孤独死の防止策には限界がある。このように生活保護受給者でさえ、孤独死が生じたため、生活保護を受給していない者で、町内で何も関わりのない者にあつては、孤独死の可能性がさらに高まるおそれがある。もし提案しているようなことが実現すれば、生活保護受給者も含めて孤独死の可能性を減じることができるといえる。	個人情報取扱事業者ではない地域住民については、個人情報保護法が適用されないため、自治体への情報提供に際し、同法に基づく制限はない。また、個人情報取扱事業者となる場合のライフライン事業者等による個人情報の提供については、既に一部の自治体では独自のガイドライン等を設け運用していると承知しており、国として、別途、画一的な具体的な基準を示す必要はないと考えている。	本提案は国民の命に関わる重要事項であり、居住者の異常を発見した際の自治体への通報は、全国どの地域においても適切な運用がなされるよう国において配慮すべき重要事項と考える。しかし、厚生労働省の通知(H24.5.11)などには、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合として、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合として、通報すべき状況等の具体的な事例の記載が不足している。したがって、それら通知などに具体的な事例を明記(追記)して、通報の基準例を全国にお示しいただくよう改めて求める。	—
154	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制	【制度の概要】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者を含む)が規定されている。法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で定める特別責務住宅についても、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に庁外連携が可能とする。	214,000円を超える収入階層の世帯について添付書類が不要となり、利便性を向上させることができる。また同一団地の入居者にかかる添付書類が同一となり、住民の不公平感の解消につながる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項、第19条第7号、別表第二の31の項	内閣府、個人情報保護委員会、経済省、国土交通省	東京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	—	—	個人情報保護委員会において、おおむね公営住宅法第一条に定める「住宅に因る低額所得者が対象者」と整理しており、地方公共団体で定める独自利用事務の根拠規範が、対象者を法的法定事務と趣旨・目的を同じくすると認められる場合には、個人情報保護委員会規則で定める要件に合致するものとする。	府民の不公平感を是正する意味から214,000円を超える収入階層の世帯について情報連携の利用が可能であるかについて、本府から個人情報保護委員会に対して照会を行った結果、当該世帯については委員会規則で定める要件に合致しないと整理されたため、情報連携の利用ができないとの回答があったものとする。このような経緯を踏まえた上で再度御判断願いたい。	—	

個人情報保護委員会 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

情報番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年3月30日閣議決定) 注: 内容 ※平成28年7月(平27)12月閣議決定)に記載があるものは当該法律を「平28」として併記 ※平成28年7月(平27)12月閣議決定)に記載があるものは当該法律を「平28」として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
45			【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。		一部の自治体においては、独自のガイドライン等を設け、地域の実情に応じて適切な運用がなされているところである。通報すべき状況等の具体的な事例は、個々の状況により様々なケースが考えられることから、画一的な具体的な基準を示すことは、その運用を硬直化させてしまう恐れがあり、必要はないと考えている。					
154			【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。	○第1次ヒアリングにおいて、個人情報保護委員会から、法定事務である公営住宅の趣旨・目的に合致するの可否かの判断にかかっており、収入の上限にのみ判断基準があるわけではないため、おおむね公営住宅の趣旨に合致するの可否かという点を総合的な視点で地方公共団体と相談しながら考えたいとの趣旨の発言があったところである。このため、提案団体が挙げている収入階層が公営住宅に準ずる対象者と整理できるのかについて、個人情報保護委員会において地方分権改革推進室を通じた提案団体との調整を早急に進めるとともに検討いただき、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。 ○第1次ヒアリングにおいて、個人情報保護委員会から、公営住宅に準ずる対象者、特定優良賃貸住宅に準ずる対象者を、上限の収入が重なる部分が生じる可能性があるが、定性的に整理すれば、結果的に一連の階層全てが対象になり得るとともに、個人情報保護委員会が示しているQ&A(独自利用事務と準ずる法定事務は1対1対応していなければならない)には抵触しない、との趣旨の発言があったところである。これを受け、本件提案の実現に向けて、提案団体の挙げている収入階層を、公営住宅に準ずる対象者とすのか、それとも特定優良賃貸住宅に準ずる対象者とすのかのいずれが妥当なのか、個人情報保護委員会において地方分権改革推進室を通じた提案団体との調整を早急に進めるとともに検討いただき、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。 ○上記の検討に当たっては、地方分権改革推進室を通じて独自利用事務について情報連携を可能とするための提案団体の条例制定に向けたスケジュールを把握した上で調整を進め、情報連携が開始される平成29年7月に間に合うよう、個人情報保護委員会において早急に検討いただきたい。	○提案団体が挙げる収入階層について、準じる法定事務として「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務」を独自利用事務の情報連携対象事務とする。 ○また、1つの独自利用事務(提案団体の事務)で、対象者を整理した上で複数の法定事務(公営住宅の事務及び特定優良賃貸住宅の事務)に準ずることとして個人情報保護委員会に届け出ることが可能である。その旨を個人情報保護委員会のQ&Aに明示することとする。 ○なお、実施開始時期については、照会を希望する地方公共団体に係る条例制定、個人情報保護委員会への届出やシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となるため、最速で平成30年4月以降となる。 ○同様の事例追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び要望した地方公共団体等で構成)を年度開催することとする。	【個人情報保護委員会】 (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (1) 地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。 ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務については、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平5法32)による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の85の2)に準ずる事務としても認めることとする。また、高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務については、独立行政法人日本学生支援機構法(平15法34)による学費の負担に関する事務(別表2の106)に準ずる事務としても認めることとし、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例」(平27特定個人情報保護委員会)を平成28年度中に改正する。 (関係府省: 内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省) ・1つの独自利用事務において対象者を整理した上で複数の法定事務に準ずることとして個人情報保護委員会に届け出ることが可能であることについて、「情報連携に関するQ&A」(平27特定個人情報保護委員会事務局総務課)を平成28年度中に改正し、明示する。 (関係府省: 内閣府、総務省及び国土交通省) ・独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体で構成)を年1回開催する。 (関係府省: 内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省)	通知等 平成28年度中	左の提案事務については、情報連携の対象となることを自治体に連絡済み(平成28年9月30日付事務連絡「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に規定する情報連携の対象となる事例の追加について」)。また、左の提案事務に限らず、「情報連携の対象となる行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の条例で定める事務の事例等について(照会)」(平成29年3月30日閣議決定44号)において、独自利用事務の事例追加等に依る検討会開催に向けた参考とするため要望照会を行い、検討会開催を経て、事例追加を行った。		

個人情報保護委員会 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
296	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制における条例事務(独自利用事務)が、携帯性の異なるマイナンバーシステムを使用して特定個人情報の提供を求めるとは、異なるマイナンバーの利用が同一であることが求められている。独自利用事務である不妊治療の助成に係る事務は、現在個人情報保護委員会が公表している事務の中で、類似している事務があるかどうかの判断が難しい。そこで、個人情報保護委員会が規則で定める要件を緩和し、不妊治療の助成に係る事務においてもマイナンバーの利用を可能とすることを求める。	【支障事例】地方公共団体は、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図り、子どもを産みたい方が産めるような環境づくりを推進するため、不妊治療等の一部を助成。番号法の法定事務では、難病医療(難病の患者に対する医療等)に関する法律(平成26年法律第50号)について、マイナンバーの利用、情報提供ネットワークシステムの利用が同一であるかの判断が難しい。マイナンバーの利用ができない場合は、所得・税額証明書等の添付書類の省略や、自治体事務の効率化が図れない。	【効果】所得額・税額証明書等の添付書類削減による住民の利便性の向上。情報提供ネットワークシステムを利用した、地方公共団体による必要な情報の効率的な確認。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第19号) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第3条	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	大分県提案分	茨城町、京都府、生駒市	○不妊治療費の助成に当たっては、利用者の住基情報(続柄等)や所得情報の確認が必要であり、マイナンバーの利用が可能となれば、これらを迅速、的確に把握でき、利用者の負担軽減につながる。 ○当団体では、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図り、子どもを産みたい方が産めるような環境づくりを推進するため、不妊治療費等の一部を助成している。マイナンバーの利用、情報提供ネットワークシステムの使用が認められることで、納税証明書の添付書類の省略など、自治体事務の効率化が見込まれるため、制度の改正には賛同する。	不妊治療費用の補助に関する事務について、個人情報保護委員会は既に、情報ネットワークシステムを使用した情報連携ができる事例としてお示しているところ。	提案内容については既に実現しているため、特に意見なし。	—	

個人情報保護委員会 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定) 記載内容 ※平成28年12月22日閣議決定(記載があるものは当該法律を平成28年として併記) ※平成28年12月22日閣議決定(記載があるものは当該法律を平成28年として併記) ※平成28年12月22日閣議決定(記載があるものは当該法律を平成28年として併記)	対応方針の措置(検討)状況			
	見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
296			【全国市長会】 所管府省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。							

個人情報保護委員会 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁等	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支障事例(主なもの)＞		各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
										団体名	支障事例		見解	補足資料
155	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における情報連携(行外連携)に関する要件緩和(独自利用事務以外の情報についても可能な特定個人情報情報の範囲を別表事務の範囲外にも拡大)	【制度の概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー)に基づき、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供を含む)が規定されている。 法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)については、マイナンバーを利用することができる。同法第19条第14号に基づき情報連携(行外連携)を行うこともできる。 その上で、情報連携(行外連携)に関しては、個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。 1 事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一 2 事務に類似性が認められる 3 情報提供者及び提供を求めらるる特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内 【支障事例】 法別表第二の113の項「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」において、市町村から入手可能な特定個人情報、地方税関係情報及び住民関係情報のみであり、生活保護関係情報は入手不可能である。 本府における上記事務に準ずる独自利用事務(高等学校等就学支援金の上乗せ補助)においては、生活保護関係情報も必要であるが、市域からは同情報の入手が不可能であるため、独自利用事務の検討に当たり制約を受けている。(府内全域における添付書類の取扱に差異が生じる)。	生活保護受給証明書について書類の添付を省略することができ、申請者の利便性を向上させることができる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省	京都府、滋賀県、大取府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、関西広域連合	北海道、青森県、高根、大分県	○法別表第二の113の項「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」による就学支援金の支給に関する事務において、生活保護関連情報取得し、受給者を把握することにより、独自利用事務である奨学のための給付金支給事務においても給付額を柔軟に調整することができる。 ○就学支援事務及び独自利用事務(学費)の支給事務、奨学のための給付金支給事務)において、生活保護受給証明書が必要。マイナンバー制度が整備されたにもかかわらず、申請者から生活保護受給証明書をもらわなければならない状況になっている。申請者の負担軽減のためにも生活保護情報を入手可能にしてほしい。 ○各種行政サービスを受けるときに利用者の負担軽減については、地方税の情報や生活保護の受給の有無等に依りて決定するが一般的であり、様々な事務の効率化を進めるためには必要な情報である。また、生活保護情報はマイナンバーを利用して管理している情報であり、連携のためのハードルも比較的低いものと考えられる。 ○高等学校等就学支援金の認定申請において、生活保護受給者の場合は、課税証明書以外に生活保護受給証明書でもよいとしているが、提案内容のとおり、生活保護受給情報も情報連携の対象となれば、添付書類の削減及び申請者の負担軽減が図れるものと考えられる。 ○奨学のための給付金の対象者のうち生活保護受給者からは生業扶助の支給の有無がわかる生活保護受給証明書を出してもらう必要があるが、正しい書類提出のためのやりとりにより負担が生じている。マイナンバー制度での情報連携が可能となれば、申請者は書類の添付を省略することができ、申請者の負担が軽減され利便性が向上するとともに、行政は必要な情報を迅速確実に把握することができ、事務の効率化に繋がる。 ○具体的な支障事例は以下のとおりである。 【準ずる法定事務】高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務。課税証明書に記載された市町村民税所得割額が照会項目となっている。 【独自利用事務】県立学校等の授業料の減免。課税証明書に記載された総所得額、控除額、市町村民税均等割額、市町村民税所得割額の情報が加え、生活保護世帯であるかの確認の情報(生活保護関係情報)が必要。	個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第8号において、独自利用事務については法定事務に準じて特定個人情報の提供を受けると規定されており、独自利用事務に必要な特定個人情報の範囲において認められるものである。	独自利用として行う事業が、法定事業である高等学校等就学支援金の上乗せ事業であり、特に貧困世帯である生活保護世帯には手厚く補助をする制度となっており、生活保護の受給状況を把握することが必須となっているため、支給資格申請者である生活保護世帯の認定申請における利便性を高め、事務の省力化を進めるため、利用可能な情報を拡大することが必要と考えます。 また、全国すべての都道府県で実施している国が創設した「奨学のための給付金」は、非課税世帯と生活保護世帯で支給単価に差を付けており、国が給付申請者の添付書類として生活保護世帯については生活保護受給証明書の提出を求めているため、生活保護関係情報を入力することは必須である。非課税世帯については添付書類は不要であるが、生活保護世帯については生活保護証明書を添付することを求めることは、国民の理解を得ることは難しいため、子どもの貧困対策として実施する「奨学のための給付金」において必要な生活保護情報についても、情報連携の対象として認めるべきであると考えます。 なお、法定事務である高等学校等就学支援金事務においても、生活保護受給証明書は課税証明書の代替として使用することができることとされており、生活保護関係情報を入力することができれば、市町村民税所得割額を用いる場合と比較して事務を効率的に処理できると考えられるため、情報連携の対象として認めるべきであると考えます。		
297	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムの情報照会項目の見直し	【支障事例】 独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の具体的な項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務において照会できない場合、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入力できず、所得・税額証明書の提出を省略することができない。 具体的な支障事例1 【準ずる法定事務】感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は救済費の支給に関する事務。市町村民税均等割額は照会できるが、市町村民税所得割額は照会できない。 【独自利用事務】肝炎治療費の助成に関する事務。市町村民税所得割額が必要 具体的な支障事例2 【準ずる法定事務】高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務。市町村民税所得割額が照会項目となっている。 【独自利用事務】県立学校等の授業料の減免。総所得額、控除額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額が必要	【効果】 所得額・税額証明書等の添付書類削減による住民の利便性の向上。 情報提供ネットワークシステムを利用した、地方公共団体による必要な情報の効率的な確認。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成29年法律第27号)第19条	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省	九州地方知事会	大分県提案分	豊田市、京都府、京都市、加西市、鳥取県、大村市、大分県	○独自利用事務の情報連携は、番号法第19条第14号に基づき特定個人情報の提供に関する事項に規定されている。本県福祉医療費助成事業実施要綱、市条例等に基づき、子どもの医療費助成に関する事務などの独自利用事務において、十分な情報連携ができないことから、助成対象者の資格審査の確認等ができない。具体的な支障事例については、以下のとおりである。 【準ずる法定事務】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務。総所得額、公的年金等収入額、控除額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額 【独自利用事務】重度心身障害者等の医療費助成に関する事務。準ずる法定事務において入手可能な情報の他に、一般扶養対象者、扶養控除対象(本人該当区分)が必要。 【準ずる法定事務】児童福祉法による小児慢性特定疾患医療費の支給に関する事務。市町村民税所得割額 【独自利用事務】子どもの医療費助成に関する事務。準ずる法定事務に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号) 【独自利用事務】児童福祉法による小児慢性特定疾患医療費の支給に関する事務。市町村民税所得割額、均等割額、総所得金額等が照会項目 【独自利用事務】特定不妊治療費の助成に関する事務。総所得額、諸控除(例:医療費控除、障害者控除)等が必要 ○不妊治療費助成に係る事務において、所得要件の確認のため、総所得額及び諸控除額が必要となるが、現状ではこれらの情報が得られないため、事務の効率化や利用者負担軽減に繋がらない。	個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第8号において、独自利用事務については法定事務に準じて特定個人情報の提供を受けると規定されており、独自利用事務に必要な特定個人情報の範囲において認められるものである。	個人情報保護委員会規則には、「その事務を処理するために必要な特定個人情報の範囲が、当該法定事務において提供を求める特定個人情報の範囲と同一又はその一部であること」と定められており、番号法別表第二では、情報提供が可能な特定個人情報について「地方税関係情報」と規定されている。 特定個人情報の「市町村民税所得割」、「市町村民税均等割」といった項目については、「情報提供ネットワークシステムにおける特定個人情報データの取扱いに係る共通指針」で規定されたデータ標準化により、データ項目として示され、独自利用事務として情報連携するためには、その項目まで法定事務と一致するよう制限されている。 番号法別表第二で定める特定個人情報を単位とすれば、「市町村民税所得割」、「市町村民税均等割」といった項目の違いは、「地方税関係情報」という同じ特定個人情報内で違いであると考えており、法定事務と異なる項目を、独自利用事務で照会が可能であるとしても、利用可能な特定個人情報の拡大に当たらないと考える。 独自利用事務の拡大による、行政事務の効率化、国民の利便性の向上という観点からも速やかに解決していただきたい。	

個人情報保護委員会 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

情報番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案事業検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年度(平成28年度)の取組方針)に関する対応方針 ※平成28年度(平成28年度)の取組方針(平成28年度)として既に情報公開方針(平成28年度)に記載のあるものは当該方針をくすすとして掲載 ※平成28年度(平成28年度)の取組方針(平成28年度)として既に情報公開方針(平成28年度)に記載のあるものは当該方針をくすすとして掲載				
	見解	補足資料				措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	対応方針の措置(検討)状況	今後の予定	
155			【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。	○ 上乗せ補助事務である奨学給付金の国の補助要綱及び法定事務である高等学校等就学支援金事務の国の事務処理要領で必要とされている生活保護関係情報や、上乗せ補助事務である授業料減免を実施する上で地方公共団体において必要とされている生活保護関係情報及び地方税関係情報が、マイナンバー制度における情報連携により入手できるように、基になる法定事務で認められている情報の範囲内での対応を求めている現在の制度・運用について、個人情報保護の観点から疑念を生じない範囲で緩和する方向で、関係府省において地方公共団体の意向を踏まえて早急に検討いただきたい。	○ 提案団体が挙げる特定個人情報(生活保護関係情報)を情報連携に用いる法定事務(独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務)を、準じる法定事務として独自利用事務の情報連携対象事務とする。 ○ なお、照会を希望する地方公共団体における条例制定、個人情報保護委員会への届出やシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となる。 ○ 同様の事例追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び要望した地方公共団体等で構成)を年度開催することとする。	6(個人情報保護委員会) (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (1)地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。 ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務については、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平5法52)による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の8の2)に準ずる事務としても認めることとし、高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務及び医療費助成に関する事務(関係府省(内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省)) ・独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体で構成)を年1回開催する。 (関係府省:内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省)	通知等	平成28年度中	左の提案事務については、情報連携の対象となることを自治体に連絡済み(平成28年3月30日付事務連携行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に規定する情報連携の対象となる事例の追加について)。 また、左の提案事務に限らず、「情報連携の対象となる行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の条例で定める事務の事例等について(照会)」(平成28年3月30日情報第444号)において、独自利用事務の事例追加等に係る検討会開催に向けた参考とするため要望照会を行い、検討会開催を経て、事例追加を行った。	
297			【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。	○ 上乗せ補助事務である奨学給付金の国の補助要綱及び法定事務である高等学校等就学支援金事務の国の事務処理要領で必要とされている生活保護関係情報や、上乗せ補助事務である授業料減免を実施する上で地方公共団体において必要とされている生活保護関係情報及び地方税関係情報が、マイナンバー制度における情報連携により入手できるように、基になる法定事務で認められている情報の範囲内での対応を求めている現在の制度・運用について、個人情報保護の観点から疑念を生じない範囲で緩和する方向で、関係府省において地方公共団体の意向を踏まえて早急に検討いただきたい。 ○ 医療費助成事務である感染症医療費助成や不妊治療費助成の国の補助要綱で必要とされている地方税関係情報や、医療費助成事務である障害者、子ども、母子家庭等の医療費助成を実施する上で地方公共団体において必要とされている地方税関係情報が、マイナンバー制度における情報連携により入手できるように、基になる法定事務で認められている情報の範囲内での対応を求めている現在の制度・運用について、個人情報保護の観点から疑念を生じない範囲で緩和する方向で、関係府省において地方公共団体の意向を踏まえて早急に検討いただきたい。	○ 提案団体の独自利用事務の情報連携が必要とする地方税関係情報は、現行の準じる法定事務(雑病法に基づく医療費支給事務等)の地方税関係情報の範囲に含まれると整理することとする。 ○ 照会を希望する地方公共団体においては、必要とする地方税関係情報の項目を個人情報保護委員会に届出ること可能とし、必要性が認められれば、情報連携が可能となると考える。 ○ なお、照会を希望する地方公共団体における条例制定、個人情報保護委員会への届出やシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となる。 ○ 同様の事例追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び要望した地方公共団体等で構成)を年度開催することとする。	6(個人情報保護委員会) (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (1)地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。 ・高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務及び医療費助成に関する事務については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の項目と認められる場合には、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成28年度中に周知する。 (関係府省:内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省) ・独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体で構成)を年1回開催する。 (関係府省:内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省)	通知	平成28年度中	「情報連携の対象となる行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の条例で定める事務の事例等について(照会)」(平成28年3月30日情報第444号)において、左記要望について検討の対象と含めて、類似の要望を含めて、独自利用事務の事例追加等に係る検討会開催に向けた参考とするため要望照会を行い、検討会開催を経て、当該要望について対応することを決定した。	

個人情報保護委員会 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共有提案団体及び当該団体等から送られた支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									支障事例			見解	補足資料
											団体名	支障事例			
196	地方に対する規制緩和	教育・文化	奨学金事務にかかるとマイナンバーの利用を主体とする主体の拡大	日本育英会から事務移管された奨学金事業を地方公共団体等が出資して設立した公益財団法人が実施する場合でも、マイナンバーの独自利用を可能となるよう、番号法別表第2 106項に、「奨学金事業を移管された公益財団法人等(当該奨学金事業の実施のため地方公共団体等が出資して設立したものに限り)を追加すること。(貸与申請、返還免除、返還猶予に係る事務に必要な、障害者関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、住民票関係情報等を入手可能な特定個人情報とすること。)	【現状】平成17年度から日本育英会が実施していた奨学金事業が都道府県に順次移管され、事業の実施方法等は都道府県等が決定できることとなった。兵庫県では、県が出資した公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会に奨学金事業等を移管している。 【支障事例】当該奨学金事業は、もともと独立行政法人日本学生支援機構の前身である日本育英会が行っていたものであり、経済的な理由で就学が困難な者に対して、奨学金を貸与するという目的や事業内容は、独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学金事業と同等である。しかしながら、公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会は、当該奨学金事務等を執行する目的で県が出資しているにも関わらず、地方公共自治体ではないためマイナンバーを取り扱うことができず、添付書類の削減など申請者の負担を軽減することができない。	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第2 106項	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	北海道、長崎県、大分県、沖縄県	○高等学校奨学会でマイナンバー制度を利用することができれば、申請時の添付資料を大幅に削減することができる。 ○本県の奨学金事業は、公益財団法人県育英会が実施しており、地方公共団体ではないためマイナンバーによる情報取得ができない。 よって、提案内容のとおりマイナンバー利用が可能となれば、県育英会においても、添付書類の削減及び申請者の負担軽減が図れるものと考えられる。 ○本県でも公益財団法人が奨学金事務を実施しており、独立行政法人日本学生支援機構法によるマイナンバーを利用する学費の貸与に関する事務と同様に、添付書類の削減など申請者の負担の軽減を図る必要性が高い。	条例事務関係者情報照会については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第6号で「地方公共団体の長その他の執行機関であって個人情報保護委員会規則で定めるもの」と規定されていること、公益財団法人に独自利用事務の情報連携を認める前提として、マイナンバー法の改正が必要となるものと認識している。	本県は、(公財)兵庫県高等学校教育振興会に事業を移管・委託しており、マイナンバー情報の利用等ができない。 そもそも、当該奨学金事務は(独法)日本学生支援機構(旧日本育英会)から都道府県に移管された経緯を踏まえれば、当該機構がマイナンバー情報を利用できる一方で、(公財)兵庫県高等学校教育振興会のような都道府県から奨学金事務を移管・委託された公益財団法人が利用できないのは法制上の不備である。そのため、本県は番号法別表第1及び別表第2に当該事務及び公益財団法人を追加することを提案している。 それが不可能な場合であっても、移管先等において、マイナンバー取扱規程を定め、それに基づいて作業を行うこととし、個人番号を取り扱う者も地方公務員法上の身分を有し同法上の守秘義務が課せられている場合は、実質的に県が実施する場合と同様であり、情報管理上の問題がないと考えられることから、マイナンバー法第9条第2項等について、事務の移管・委託をした場合でも移管先等で個人番号の利用及び情報連携ができるよう法改正をお願いしたい。 なお、法改正にあたっては、公益財団法人をマイナンバー情報利用者に位置付ける必要があるが、「高等学校の奨学金事務について地方公共団体から事務移管・委託を受けた公益財団法人」と限定することで可能であると考えられる。	—	

個人情報保護委員会 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

情報番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に基づき、 ※平成28年の方針(平成27年3月閣議決定)に記載があるものは当該法律を「平成27」として併記 ※平成29年の方針(平成27年12月閣議決定)に記載があるものは当該法律を「平成28」として併記 ※平成30年の方針(平成28年12月閣議決定)に記載があるものは当該法律を「平成29」として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
196			<p>【全国市長会】 行政機関ではない、公益財団法人や指定管理者にまで利用主体を拡大することについては、リスク検証等への留意が必要。</p>	<p>○第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、法定事務として扱う場合と、独自利用事務として扱う場合の両方があり得るが、当該事務の所管省庁と情報提供する事務の所管省庁の調整が整えば、制度改正ということはあるとの趣旨の発言があったところである。このため、どのような制度改正が必要となるかについて関係府省において早急に検討いただき、当該制度改正に向けて整理・調整を進めていただきたい。</p> <p>○第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、情報連携の主体は法律に位置付けのある法人と整理しており、法律レベルで一般的に財団法人を位置付けるかという点については慎重な検討が必要との趣旨の発言があったところである。しかしながら、公益財団法人に関する公益認定は法律上の仕組みであるため、主体として明確なわけではないか、また、公益財団法人について一般的にではなく、条件を付けて限定的に規定することもあり得るのではないか。</p> <p>これらの点について、関係府省において早急に検討いただきたい。</p>	<p>○ 移管を受けた公益財団法人での利用については、マイナンバーの民間での利用を可能とする提案となるが、個人情報保護に対する国民の懸念に対応するため、民間での利用は認めていない。</p> <p>委託を受けた公益財団法人での利用については、個人情報保護に対する国民の懸念に対応するため、情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を行うことができる主体は、法令で明確になっている必要があるとされており、都道府県の委託によりマイナンバー利用事務を行うこととされている公益財団法人を情報連携の主体として認めることは困難である。</p>					
						<p>6【個人情報保護委員会】 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ii)上記のほか、地方公共団体における行政運営の効率化を図る観点から、附則6条1項に基づき、同法の施行後3年を目途として、同法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。 (関係府省:内閣府、総務省、文部科学省及び国土交通省)</p>	法律、政 省令	令和元年5 月24日	<p>「経済財政運営と改革の基本方針2018」及び「未来投資戦略2018」等に基づき ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき情報連携の対象に戸籍関係情報を追加することを盛り込んだ「戸籍法の一部を改正する法律案」 ②震災証明書等の交付に関する事務、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施に関する事務などをマイナンバーの利用事務に追加するとともに、母子保健法に基づく乳幼児の健康診査時に関する事務において情報連携を可能にすること等を盛り込んだ「情報連携技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案」 ③マイナンバー利用事務に証券保管振替機構による加入者情報の管理等に関する事務を追加することを盛り込んだ「所得税法等の一部を改正する法律案」 を平成31年通常国会に提出。 ①、②については令和元年5月24日に、③については平成31年5月27日に成立済。</p>	